

○内閣府令第七十五号

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章の規定及び個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）を実施するため、個人情報保護委員会事務局組織規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

個人情報保護委員会事務局組織規則

（企画官及び調査官）

- 第一条 個人情報保護委員会の事務局総務課に、企画官一人及び調査官一人を置く。
- 2 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。
- 3 調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。

（企画官）

第二条 個人情報保護委員会の事務局に、企画官八人を置く。

2 企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案を助ける。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十八年一月一日から施行する。

(特定個人情報保護委員会事務局組織規則の廃止)

第二条 特定個人情報保護委員会事務局組織規則（平成二十六年内閣府令第四号）は、廃止する。

附 則（平成二十八年三月三十一日内閣府令第三十二号）

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年六月三十日内閣府令第三十七号）

この府令は、平成二十九年七月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日内閣府令第十五号）

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年六月二十九日内閣府令第三十三号）

この府令は、平成三十年七月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日内閣府令第十四号）

この府令は、平成三十一年四月一日から施行する。